

藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金交付要綱

制定 令和3年3月31日
改正 令和5年4月1日
改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内（以下「市内」という。）の幼稚園等へ幼稚園教諭等として就労した者に対し、経済的な支援を行うことにより、市内幼稚園等の人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内において藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園等

法人又は個人が運営する次に掲げる施設をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づく認可を受けた幼稚園

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 教諭

幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条各項の規定に基づき配置される教職員のうち、主幹教諭、指導教諭、教諭又は助教諭をいう。

(3) 幼稚園教諭免許

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき授与される幼稚園教諭としての免許状をいう。

(4) 常勤職員

期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、幼稚園等において常態的に継続して勤務し、当該幼稚園等を適用事業所とする社会保険の被保険者である職員をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者をいう。

(1) 幼稚園等を運営する法人又は個人と期間の定めのない労働契約又は1年以

上の期間の定めのある労働契約を締結していること。

- (2) 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項第 1 号の 3 の規定により明示された就業の場所（以下「就業場所」という。）が市内の幼稚園等であること。
- (3) 幼稚園等へ就労した日から起算して過去 1 年以内に市内幼稚園等への勤務経験がないこと。
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 幼稚園教諭免許を取得し、市内の幼稚園等へ教諭として就労する者
 - イ 幼稚園教諭免許の効力を失っているが、過去に教諭として幼稚園等での就労経験があり、市内の幼稚園等へ教諭の補助を行う者又は保育に従事する者として就労する者
- (5) 過去にこの要綱又は藤沢市保育士就労奨励助成金交付要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第 3 号アに該当する者のうち、幼稚園教諭免許取得後 1 年を経過せず
に常勤職員として就労する者 10 万円
- (2) 前条第 3 号アに該当する者のうち、幼稚園教諭免許取得後 1 年以上経過し
常勤職員として就労する者 7 万円
- (3) 前条第 3 号アに該当する者のうち、常勤職員以外の職員として就労する者
5 万円
- (4) 前条第 3 号イに該当する者 3 万円

（交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として市内の幼稚園等へ就労した日から 3 ヶ月以内に、藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金交付申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。ただし、申請者が第 3 条第 3 号イに該当する場合は、第 2 号に掲げる書類は不要とする。

- (1) 就労した幼稚園等の雇用証明書（第 2 号様式）
- (2) 幼稚園教諭免許状の写し
- (3) 履歴書（これまでの勤務状況が分かる書類）
- (4) 誓約書兼同意書（第 3 号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、助成金交付の可否を決定し、藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金交付等決定通知書（第4号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、市長が別に定める日までに藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金交付請求書兼口座振込依頼書（第5号様式）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付を受ける者の責務）

第8条 助成金の交付を受ける者は、その趣旨を踏まえ、幼稚園等において誠実に業務を遂行するとともに、本市の教育・保育の質の向上のため、継続的に自己研鑽に努めるものとする。

（届出義務）

第9条 第6条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、就労後1年を経過する前に次の各号のいずれかに該当する場合は、藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金に係る届出書（第6号様式）により、直ちに市長へ届け出なければならない。

- (1) 市内の幼稚園等を退職したとき。
- (2) 就業場所が市内の幼稚園等でなくなったとき。
- (3) 幼稚園教諭免許の効力を失ったとき。
- (4) 市内の幼稚園等に常勤職員として就労したが、常勤職員以外として就労することとなったとき。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 前条第1号に該当したとき。ただし、助成金の交付を受けた者の意思によらず雇用者から解雇されたとき、その他のやむを得ない理由として市長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 前条第2号に該当したとき。ただし、助成金の交付を受けた者の意思によらず雇用者から異動を命じられたとき、その他のやむを得ない理由として市長が認めるときは、この限りでない。
- (3) 前条第3号又は第4号に該当したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(5) 助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に反したとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、助成金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る部分についての返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付に係る証拠書類を整備し、助成金の交付を受けてから5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和3年3月31日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和5年4月1日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。